

入札・契約関連 Q&A

【入札編】

Q 1 : 一般競争入札はすべて事後審査型に移行するのですか？

A 1 : 工事については、総合評価等で必要と判断した場合には、従来の一般競争入札（事前審査型）でおこないます。

また、物品については、原則すべて事後審査型とします。

Q 2 : 申請書等の様式は従来の一般競争入札と事後審査型で違いますか？

A 2 : 別様式です。事後審査型の導入により様式を訂正していますので添付間違えがないようにご注意ください。

Q 3 : 申請書等に押印は必要ですか？

A 3 : 電子入札の場合は不要です。

ただし、所在地、商号又は名称、代表者職氏名欄は必ず記載してください。

Q 4 : 物品の事後審査型では入札前に申請書等を提出する機能がありませんが、どのようにしたらよいですか？

A 4 : 申請書等については入札時に添付資料としてご提出ください。

Q 5 : 内訳書に押印は必要ですか？

A 5 : 電子入札の場合は不要です。

【契約編】

Q 6 : 電子入札案件の契約日はいつですか？

A 6 : 工事・コンサルについては、工期または履行期間の始期と同日ですので、公告または指名通知書等をご確認ください。

また、物品・役務については、担当課へご確認ください。

Q 7 : 契約保証の手続き（現金・小切手を除く）のために契約書（案）の写しが必要です

が、いつ受け取れますか？

A 7 : 工事については、落札者決定の翌開庁日から、契約保証方法報告書と引き換えできますので、契約日の前開庁日までには引き換えをおこなってください。

また、物品については、後ほど契約検査担当からご連絡します。

Q 8 : リサイクル説明書はいつまでに必要ですか？

A 8 : 落札後、契約日の前開庁日までに工事担当者のチェックを受けたうえ、契約検査担当までご提出ください。

Q 9 : 契約保証はいつ必要ですか？

A 9 : 現金または小切手の場合は、契約日の前開庁日までに納めていただきます。

また、各種保証書の場合は、契約日までに作成のうえ契約時にご持参ください。

Q 10 : 収入印紙は2枚必要ですか？

A 10 : 必要枚数は1枚です。西尾市は印紙税法第5条第2号の規定により非課税です。